

新	旧
<p>改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。<u>なお、本通達の内容については、健康診断制度を所管する関係部局との連名通知（別添2）においても同様の記載がされていることを申し添える。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業場における健康診断の実施に係る対応について</p> <p>(1) 一般健康診断の実施に係る対応について</p> <p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、<u>十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。</u></p> <p><u>健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。</u></p> <p><u>なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。</u></p> <p><u>また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。</u></p> <p>(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について</p> <p>法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業場における健康診断の実施に係る対応について</p> <p>(1) 一般健康診断の実施に係る対応について</p> <p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、<u>新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</u></p> <p>(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について</p> <p>法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働</p>